

## 公 表

## 第 58 回技能五輪全国大会「機械組立て」職種

寸法に関する普通公差 (JIS B 0405-1991 より抜粋)

注) 「機械組立て」職種では普通公差として下表に示す公差等級 f(精級)を適用します。

注) 加工部品(部品 01-01~01-09)における普通公差は、下表に示す公差等級 f(精級)は適用せず、  
基準寸法±0.4 が適用されます。

付表 1 面取り部分を除く長さ寸法に対する許容差

単位: mm

公 差 等 級		基 準 寸 法 の 区 分				
記 号	説 明	0.5 <sup>(1)</sup> 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え 30 以下	30 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下
		許 容 差				
f	精 級	±0.05	±0.05	±0.1	±0.15	±0.2
m	中 級	±0.1	±0.1	±0.2	±0.3	±0.5
c	粗 級	±0.2	±0.3	±0.5	±0.8	±1.2
v	極粗級	—	±0.5	±1	±1.5	±2.5

注<sup>(1)</sup> 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 2 面取り部分の長さ寸法(かどの丸みおよびかどの面取り寸法)に対する許容差

単位: mm

公 差 等 級		基 準 寸 法 の 区 分		
記 号	説 明	0.5 <sup>(1)</sup> 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え るもの
		許 容 差		
f	精 級	±0.2	±0.5	±1
m	中 級			
c	粗 級	±0.4	±1	±2
v	極粗級			

注<sup>(1)</sup> 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 3 角度寸法の許容差

公 差 等 級		対象とする角度の短いほうの辺の長さ(単位: mm)の区分				
記 号	説 明	10 以下	10 を越え 50 以下	50 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下	400 を越え るもの
		許 容 差				
f	精 級	±1°	±30'	±20'	±10'	±5'
m	中 級					
c	粗 級	±1° 30'	±1°	±30'	±15'	±10'
v	極粗級	±3°	±2°	±1°	±30'	±20'